

国官会第21763号
国官技第339号
国営管第437号
国営計第153号
国港総第609号
国港技第107号
国空予管第1424号
国空空技第522号
国空交企第401号
国北予第17号
令和6年3月13日

別記のとおり

大臣官房会計課長
大臣官房技術調査課長
大臣官房官庁営繕部管理課長
大臣官房官庁営繕部計画課長
港湾局総務課長
港湾局技術企画課長
航空局予算・管財室長
航空局航空ネットワーク部空港技術課長
航空局交通管制部交通管制企画課長
北海道局予算課長
(公 印 省 略)

「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置
について」の一部改正について

総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置については、
「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」（
令和3年12月17日付け財計第4803号）に基づき、「総合評価落札方式における賃上
げを実施する企業に対する加点措置について」（令和3年12月24日付け国官会第164
09号、国官技第243号、国営管第528号、国営計第150号、国港総第526号、国港技第6
5号、国空予管第677号、国空空技第381号、国空交企第210号、国北予第47号。以下
「課長通知」という。）により実施してきたところである。

今般、「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置に
ついて」の一部改正について」（令和6年1月31日付け財計第358号）により、天災

地変等やむを得ない事情により加点措置の実施を適切に行う環境が整っていないときの加点措置の取扱いについて示されたことを受け、課長通知を下記のとおり改正することとしたので、留意して取り扱われたい。

記

「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」（令和3年12月24日付け国官会第16409号、国官技第243号、国営管第528号、国営計第150号、国港総第526号、国港技第65号、国空予管第677号、国空空技第381号、国空交企第210号、国北予第47号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののよう改める。

改 正 後	改 正 前
<u>9</u> その他 (1) 契約担当官等は、本制度を効果的に実施するため、必要な確認を行うこととし、取扱いに疑義が生じた場合は大臣官房会計課（物品・役務）又は技術調査課（工事・建設コンサルタント業務等）に確認を行うものとする。ただし、港湾空港に関するものについては、港湾局総務課若しくは航空局予算・管財室（物品・役務）又は港湾局技術企画課若しくは航空局空港技術課（工事・建設コンサルタント業務等）に連絡するものとする。 (2) 契約担当官等は、天災地変等やむを得ない事情により加点措置の実施を適切に行う環境が整っていないときは、本通知による加点を行わないことができる。なお、そうした事情が生じた場合には、財務省主計局法規課からの通知に基づき、改めて周知する。	<u>9</u> その他 契約担当官等は、本制度を効果的に実施するため、必要な確認を行うこととし、取扱いに疑義が生じた場合は大臣官房会計課（物品・役務）又は技術調査課（工事・建設コンサルタント業務等）に確認を行うものとする。ただし、港湾空港に関するものについては、港湾局総務課若しくは航空局予算・管財室（物品・役務）又は港湾局技術企画課若しくは航空局空港技術課（工事・建設コンサルタント業務等）に連絡するものとする。

別記

大臣官房会計課長 殿	中国地方整備局副局長 殿
大臣官房官庁営繕部長 殿	四国地方整備局長 殿
物流・自動車局長 殿	四国地方整備局次長 殿
港湾局長 殿	九州地方整備局長 殿
航空局長 殿	九州地方整備局副局長 殿
北海道局長 殿	北海道開発局長 殿
国土技術政策総合研究所長 殿	北海道運輸局長 殿
国土技術政策総合研究所副所長 殿	東北運輸局長 殿
国土交通大学校長 殿	関東運輸局長 殿
国土地理院長 殿	北陸信越運輸局長 殿
海難審判所長 殿	中部運輸局長 殿
東北地方整備局長 殿	近畿運輸局長 殿
東北地方整備局副局長 殿	中国運輸局長 殿
関東地方整備局長 殿	四国運輸局長 殿
関東地方整備局副局長 殿	九州運輸局長 殿
北陸地方整備局長 殿	神戸運輸監理部長 殿
北陸地方整備局副局長 殿	東京航空局長 殿
中部地方整備局長 殿	大阪航空局長 殿
中部地方整備局副局長 殿	観光庁次長 殿
近畿地方整備局長 殿	気象庁長官 殿
近畿地方整備局副局長 殿	運輸安全委員会事務局長 殿
中国地方整備局長 殿	海上保安庁長官 殿